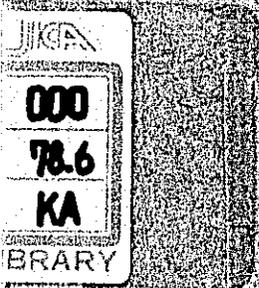


国際電信の手びき

昭和44年10月

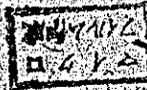
海外技術協力事業団

総務部 総務課



国際協力事業団

受入 月日 84. 9. 13	000
登録No. 14738	78.6
	KA





目 次

I. 電信の種類

(1) 普通電報	-----	2
(2) 書信電報	-----	2
(3) 新聞電報	-----	3

II 特別取扱いの電報

1 至急電報	-----	3
2 返信料前払電報	-----	4
3 照合電報	-----	4
4 同文電報	-----	4
5 配達通知付電報	-----	6
6 追尾電報	-----	6
7 電話配達を請求する電報	-----	6
8 テレックス配達を請求する電報	-----	6
9 儀礼電報	-----	6
10 留置電報	-----	7
11 配達日時指定電報	-----	7
12 その他の特別取扱い電報	-----	7

III 国際電報に使用できる文字、記号、数字

1	文字とその用法	8
(1)	普通語	9
(2)	ローマ字綴りの日本語	9
(3)	外国語と日本語の連結	15
(4)	普通語とその語数計算	16
(5)	暗語とその語数計算	21
2	数字とその用法(文字、数字の混合)	22
3	記号とその用法(◯)	23
(1)	1語に計算される場合	23
(2)	1字に計算される場合	25
(3)	字数に算入されない場合	26
4	用法に反した語辞の計算	27
(1)	国語の用法に反した連結	27
(2)	変改した語辞	27
(3)	ローマ字綴りの日本語	28
(4)	分ち書き無視のローマ字綴り	28
5	連結の認められない語辞	29
(1)	国、地方区画、都市名等	29
(2)	電報局名等	30

(3) 家の名	30
(4) 船舶、航空機、列車等の名称	31
(5) 全部文字で書いた数字	31
(6) 略符、連続線で連結した語辞	31

IV 電報の書き方

1 あて名	32
(1) 受取人名	32
(2) 気付、肩書人	33
2 あて名欄の記載例	34
(1) テレックス配達のリクエスト	34
(2) 私書函 (PO・BOX) にあてるもの	34
(3) 肩書人を必要とするもの	34
(4) 電報局に留置とするもの	34
(5) 列車、航空機の乗客にあてるもの	35
(6) 停泊中の船舶の旅客にあてるもの	35
(7) 略号あて名 (Cable address) にあてるもの	36
(8) 同文電報の場合	37
(9) 発信人の署名	38
(10) 本文	38

V	記載上の諸注意	39
VI	発信について	40
(1)	一般の場合	40
(2)	事業団の場合	40
VII	参考付記	41

ま え が き

わが国の海外通信は、1871年（明治4年）デンマークの大北電信会社（The Great Northern Telegraph Co.）が、わが国政府の免許を受けて、上海およびウラジオストックから長崎に海底ケーブルを敷設したのに始まる。その後（約90年前）わが国もペトログラードで制定された万国電信条約に加盟し、一時大平洋戦争のため脱落したこともあったが、1950年 国際電気通信連合（ITU）に加盟し（加盟国133）、その一員として今や世界一流の電気通信施設国として活動している。

このITUの大憲は、国境やイデオロギーを越えて、同一条件、同一歩調のサービスが提供されるように基本的事項は定められているが、その国の事情によってサービスは必ずしも同一でないから、利用者はその点に注意して、あらかじめ調査のうえ利用されることが望ましい。

例えば、U. S. A（ハワイ、アラスカを含む）、インドネシアでは至急の取扱いほしない、とか、南ヴェトナムでは日本語のローマ字書きのものは取扱わない等のことがある。

国際通信の種類には電信、電話、国際加入電信（テレックス）、国際専用回線、国際テレビ伝送等と色々あるが、本「手びき」は当事業団およびその関係者に最も必要と考えられる電報のみについて解説し、手びきとすることとし、併せて起案に際して、または頼信（電信の差出し）についての注意すべきことを付記する。

I 電信の種類

1. 通常電報 (Ordinary telegram) = O.D

この電報の電文は、普通語でも暗語 (code) でも、あるいは両方の混用でも書くことができる。普通語で書かれた通常電報は、どこの国でも取扱うことになっている。料金は最低7語分となっている。

なお、発信から着信 (その国の主要電信局まで) までにかかる所要時間は、その時の通信混雑状態、回線の状況、相手局の事情等によって相違があるが、極端な例外を除いて、早ものは30~40分、遅いものでも4~5時間、平均1~2時間とみればよい。

ただし、これは受付局 (事業団の場合は東京国際電報局) から着信局までの伝送時間であるから、これに配達に要する時間をみなければならない。

2. 書信電報 (Letter telegram) = L.T

この電報は、比較的長文 (12語以上の電文) であまり急がない場合には経済的である。

イ、料金は、通常電報の1/2であるが、最低料金が22語分であるから電文が18語でも22語分の料金を支払わねばならないことになる。

ロ、この電報の配達は、大体、電報受付日 (電報に記載された日付) の翌朝8時 (着信地の時刻) 以後に行われる。

ハ、本文は普通語 (その国 (発信国) の通常のことば) のみで書

かなければならない。

ニ、この電報の特別取扱いとしては、返信料前払 (= R P × =) 同文 (= T M × =)、留置 (= G P =) 等々がある。

ホ、この電報の指定事項として、私報には L T、官報 (government telegram) には L T P と記載され、これは有料語数に算入され料金がかかる。

ヘ、但し、次の地域は、この書信電報を取扱っていないから注意を要する。

アフガニスタン、スペイン領サハラ、イフニ、マーシャル群島 (マジュロおよびナウルを除く)。

3 新聞電報 (Press telegram)

この電報は差当り必要がないのではぶく。

II 特別取扱いの電報

1 至急電報 (Urgent) = U. R. = (日本語ウナ電)

この電報は、伝送から配達に至るまで、すべて通常電報に優先して取扱われる。しかし料金は通常電報料と同額の特別取扱料が加算されるから、通常電報料の 2 倍かかる。

なお、次の地域は、至急電報を取扱っていない。

アジア州—ビルマ、インドネシア、ペリム (アラビア)

北アメリカ州—U. S. A (ハワイ、アラスカを含む)

西インド諸島 } プエルトリコ、フオーランド群島、バージン
 南アメリカ州 } 群島、ガイアナの一部、南ジョージア
 大洋州—カロリン群島、マリアナ群島、(ナウル島を除く) ミッ
 ドウェー島、フィジー群島の一部、ミューヘプライズ、ロッ
 ーマ島、アメリカン・サモア群島、西サモア、トンガ群島
 (無線伝送回線の場合)

2 返信料前払電報 = R P × = (×は金額)

この電報は、発信の際あらかじめ、その電報の返信に要する所
 要額を前払いする電報で、受取人は来着電報と一緒に、前払額に
 相当する証券を受領し、それをもって任意の電報を発信すること
 ができる。(必ずしも返信でなくてもよい)。証券面の金額が電
 報料に満たないときは、その不足額を現金で支払う、またもし逆
 に240円以上の余剰を生じた場合、もしくは証券未使用の場合
 は、発信人へ返還し、所定の手続きをすればその料金は発信人へ
 還付される。

3 照合電報 = T O =

この電報は、特に正確を期する必要がある場合に利用される。
 即ち、通信中リビートとして照合されながら送られる。照合料と
 して通常電報の料金の半額が加算される。

4 同文電報 = T M × = (×はあて先の数)

この電報は、同一市内(同じ着信地、ただ、東京都23特別区
 あては同一市内として認められる)にある2人以上の受信人や、
 同一人の2カ所以上の住所または居所に、同一の電文を送る場合

は、全部のあて名を1通の電報に連記して同文電報として差出すことができるものである。配達局では、あて名ごとに電報を謄写して、それぞれの受信人へ配達する。

料金は、あて名を連記した1通の電報料に配達局での謄写料が加算される。謄写料は1通ごとに、有料語数が50語まで70円、以上50語以内を増すごとに35円の割合で加算される。

この電報の利用の方法は、例えばジャカルタ市内に在住する専門家に同一の用件を伝達したい時、「何某氏にも知らせ乞う」と本文に書くより、この同文電報にした方が料金の得になる。また、旅行先（外国）から「何時何分羽田に着く」ということを事業団と自宅（東京都内23特別区内にある場合）宛の場合などには、この同文電報を利用すれば別々に打電するより料金は安くすむ。

なお、現在、次の地域では、同文電報を取扱っていない。

北アメリカ—カナダ、U.S.A（ハワイ、アラスカを含む）、中央アメリカ各国（英領ホンジュラス、セント、アンドルース島を除く）

西インド諸島—バハマ群島、キューバ、プエルトリコ、バージン諸島

大洋州—マリアナ、マーシャル、アメリカン・サモア、カロリン、フアニング、ギルバート、エリスの各群島、ミッドウェイ、ウエーキ島

アジア州—ペリム（アラビア）

5. 配達通知付電報 = P O =

電報が何日何時に確に配達されたことを、電信で発信人が承知したい時に利用する。料金は、通知料として通常電報料の7語分が加算される。

6. 追尾電報 = F S =

受信人が旅行等のため居所を転々とする場合に、配達（受信人に送達）できるまで、その行先を追って行く電報である。この追送料金は、追送1回ごとに新たに電報を差し出したものとして、順次加算され、受信人が支払う。もし、この電報が配達不能（受信人に送達できなかった）となった場合は、この料金は受信人が支払らねばならない。

7. 電話配達を請求する電報 = T P × (×は電話番号)

着信局から電話で受信人へ届けられることを希望するとき利用する。

8. テレックス配達を請求する電報 = T L X × = (×はテレックス加入番号)

テレックス通信に加入している受信人へは、この指定によって着信局から、テレックスで送達される。

9. 儀礼電報 = L X = 慶祝, = L X D E U I L = 弔慰

慶祝、弔慰に利用されるもので、日本からの発信については、1通について（同文電報の場合、謄写1通ごとに）60円の付加料金が加算される。

なお、この電報は国によって取扱わない所が多いから発信の際

に電報局に問合せることが必要である。また、多く利用されているものは、クリスマス、復活祭の祝賀電報等である。

10 留置電報 = G P = , = T R =

受信人の便宜により、電報局や郵便局に留置とすることができる。ただし、この電報を利用する場合は、あらかじめ受取人と打合せしておく必要がある。

国によっては、留置料金を受信人から徴収するところもあるが日本に到着の電報は無料である。

郵便局留置 = G P = (留置期間は日本では10日間)

電報局留置 = T R = (留置期間は42日間)

11 配達日時指定電報 = R E M E T T R E × = (または = D E L I V E R × =)

×は配達日を示す日付を示すが、あて先の日付により、アラビア数字で記載する。月を指定することもできるが時刻は指定できない。(国内電報はできる)書信電報(L.T)にあっては本来の配達日より前の日付は指定できない。この電報は旅行者などに予定の到着前に打電しておいて、予定到着日を指定しておくと便利である。

12 その他の特別取扱いとしては、本人渡し電報(M.P)、昼間配達電報(JOURまたはDAY)、夜間配達電報(NUITまたはNIGHT)等があるが、省略する。

Ⅲ 国際電報に使用できる 文字，記号，数字

電報は、文書（または手紙）などと同様に文字、数字、記号などを使って、通信の内容を表わすものだが、一字一字電気通信設備の媒介によって伝送されるという特質上、どんな形体のものでもよいというわけにはいかない。したがって、世界中が共通に使用できる普遍的なものを選んで定められている。

以下、それについて述べるが、これ以外は絶対に使用できないが、これとても或程度の制限（規則）にしばられている。

1. 文字とその用法

電報に使用できる文字は、アルファベット26文字とアクセントのついたEのみであって、“ä ö oe”などの文字は、たとえ、その文字を使用する国に発着する電報でも記載することはできない。

なお、書体はa b c・・・のような小文字体やa b c d・・・等のイタリック体でも差し支えはないが、電報の取扱いにあたって、読み誤りなどを防ぐために、発信の場合も配達（受信）されるものも、すべて印刷体の頭文字（キャピタル）を用いるのが普通とされている。

これらの文字は、1字ずつ孤立して使用される場合と、語辞または、集合し組立てて使用される場合とがあつて、その孤立または集合を単位として、料金が計算される。

この単位は、文字の綴り方や用い方によって、普通語(Plain

words) と暗語 (または、暗号 Code and cipher)、およびその中間的な性格の語辞、準普通語とに区別されている。

(1) 普通語

自国で使用されている言葉であって、普通語として国際電報に使用させるものを、国際電気通信連合 (ITU) 事務局へ通知することになっている。現在普通語として指定されている国語は約 100 ある。

これには英語、フランス語は勿論、現在国語として使用されていないラテン語やエスペラント語も含まれている。そして、これらの言葉のどれかで本来の意味で使われる語を普通語という。これらの語辞を普通語として使用するには、それぞれの国語の標準的な辞書に載っている完全な形体で書かなければならない。もともと、人名、地名等の固有名詞および一般的になっている俗語などは、辞書になくとも差支えない。

日本語も勿論普通語に指定された国語であるが、アルファベット 26 文字を使って、ローマ字綴りで書かなければならない。ところが、このローマ字綴りの日本語は実に厄介で、記載方法 (書き方) が区々になるため、一部の外国では普通語として認め難いと非難している。もし、日本語が普通語として認められないことになれば、これは大問題であるし、皆が正しい記載方法によるよう努める必要がある。

(2) ローマ字綴りの日本語

ローマ字の綴り方は、日本式、ヘボン式 (標準式) および訓

令式のいずれかによることになっているが、昭和29年内閣告示第1号によりローマ字の綴り方が統一されたので、国際電報もこれによることになった。もっとも、国際電報に用いられるローマ字は実質的には（内閣告示に定められていない綴り方も別に補足されているので）従来と変りがない。通常一般にはヘボン式が多く用いられている。

イ、内閣告示第1号第2表

シャ	シ	シュ	ショ
sha	shi	shu	sho
	ツ		
	tsu		
チャ	チ	チュ	チョ
cha	chi	chu	cho
ジャ	ジ	ジュ	ジョ
ja	ji	ju	jo
ヅ	ク	グ	ヲ
du	kwa	gwa	wo

- はねる音「ン」はすべてNと書く。
- はねる音を表わすNと次にくる母音字またはYとを切り離す必要がある場合には、Nの次に、・を入れる。
- つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 長音は母音字の上に^のマークをつけて表わす。なお、大文字の場合は母音字を並べてもよい。
- 特殊音の書き表わし方は自由とする。

ロ、前述第2表の綴り方によるほか、国際電報において認めら

れている特別音の書き表わし方は、次のとおりである。

スイ	ティ	トゥ	ディ	ドゥ
SI	TI	TU	DI	DU
ファ	フィ	フェ	フォ	
FA	FI	FE	FO	
HWA	HWI	HWE	HWO	
ヴァ	ヴィ	ヴ	ヴェ	ヴォ
VA	VI	VU	VE	VO
	ウィ		ウェ	ウォ
	WI		WE	WO
	シェ			
	SHE=SYE			
ジャ	ジェ		ジュ	ジョ
JA	JYE=JE=ZYE		JYU	JYO
チェ		ツァ	ツェ	ツォ
CHE=TYE		TSA=TWA	TSE=TWE	TSO=TWO

へ、国際電報においては、長音の母音字の上に記載された \wedge の記号は伝送されない。また、はねる音の次に記載された \prime は特に請求されない限り伝送されない。

〔例〕：

東京 TŌKYŌ (TOKYOと伝送される)

原因 GEN'IN (GENINと伝送される)

〔注〕 この、はね音 \prime の送信を請求する場合はGEN'INと記号の下に一の線を引いておく。もし、このままGENINと伝送されると、発信者はゲンインと書いた心算でも、受取人はゲニンと読んで意味がわからぬことがあ

る。そこで、前理事長のばあいを例にとれば、理事長は SHIN-IOHI SHIBUSAWA という書き方をされ シンニチと読まれないようにハイフオン(フ)を入れられたが、これを電信で打つと2語分の料金がかかることになる。(このことについては後述する)同じ目的のためには SHIN-IOHI としてもよいわけである。

二、国際電報においては、次のものは正しい綴り方によって記載したものとみなされる。

a、長音を表わすため、母音字の次にHを記載したもの。

「注」 大きな = OHKINA, 大戸 = OHTO の如し。

b、はねる音を表わすNと次にくる母音字EまたはIとを切り離すため、Nの次にYを記載したもの。

「注」 新鋭 = SHINYEI, 原因 = GENYIN の如し。

c、はねる音「ン」を表わすためのM, BおよびPの前のNの代りのMを記載したもの。

「注」 専門 = SEMMON, 新聞 = SHIMBUN,
電報 = DEMPO の如し。

d、つまる音を表わすため、OHの前で子音字を重ねる代わりにTを記載したもの。

「注」 発着 = HATCHAKU, 出張 = SHUTCHO

ホ、分ち書きの方法と語数の計算

文部省で発行しているローマ字教科書によれば、原則として、各単語(品詞)ごとに区切って書くことになっているが、

国際電報においては、次の要領で連結することができる。要するに、国文法にいわれる一文節まで前後の品詞を連結できる。

例えば、「起きよ ねむいなあ 遅刻しますよ 何時ですか 6時ですよ たいへんだ」(OKIYO NEMUINA CHIKOKUSHIMASUYO (これは16字で2語となるから CHIKOKUSIMASUYO とすればよい) NANJIDESUKA ROKUJIDESUYO (6JIDESUYO とすると2語となる) TAIHENDA) は、これ以上区切って発音すると、もう不自然になり、意味もわかりにくくなる。この各区切りが文節である。

a、助詞または助動詞をその前の語群に連絡したもの。

「例」

東京に、荷物を…………… (名詞+名詞)

考えない、書かせる、行きます…… (動詞+助動詞)

b、動詞の「す」「する」「なる」の活用形を、名詞(複合名詞を除く)形容詞または副詞にそれぞれ連結したもの。

「例」

発送す、取引きする…………… (名詞+動詞=複合名詞)

高くなる、良くなる…………… (形容詞+動詞=複合名詞)

どうする…………… (副詞+動詞=複合名詞)

c、上記以外の品詞(名詞、動詞、形容詞、副詞、接続詞、連体詞、形容動詞、感動詞など)は原則として、相互に連結することはできないが、慣用的にこれらを連結して単独の観念を表わすもの一複合詞一は差し支えない。

「例」

父母、売買……………名詞+名詞

月始め、運賃込み……………名詞+動詞

売れ残り、差し引き、積み込み……………動詞+動詞

5円高……………名詞+形容詞

当社、貴社……………接頭語+名詞

このほか、品詞と品詞とが結合して名詞化した語辞は、これをローマ綴りで書き表わした場合、前後の文にかかわりなく、その語辞の意味がわかるものであり、かつ、その字数が15字以内のものは、複合名詞として結合して記載することができる。

「例」

貴方手持品 KIHOO TEMOOHIHIN (15字)……………1語

貴地銀行 KICHIGINKO (10字)……………1語

貴方売値 KIHOO URINE (10字)……………1語

確実教量 KAKUJITSUSURYO (14字)……………1語

営業部顧客課 EIGYOBUKOKAKUKA (15字)……………1語

貿易不振 BOOEKIHUSHIN (12字)……………1語

明朝5時	MYOCHOGOJI (10字)	1語
昭和10年	SHOWAJYUNEN (11字)	1語
輸出資金	YUSHUTSUSHIKIN MAEGASHISEI	}	2語
前貸制			
赤白黄	AKA SHIRO KI	3語
東京大阪	TOKYO OSAKA	2語

d、固有名詞については、その完全な名称を単一の語辞として書くことができる。ただし、人名については、姓と名は別箇に書かなければならない。

「例」

海外技術協力事業団 (団体名)

KAIGAIGIJUTSUKYORYOKUJIGYODAN (2語)

野村商事 大阪支店 (内部組織等の名称は社名に連結できない)

NONURASHOJI OSAKASHITEN

山本太郎商店 (商店名)

山本 太郎 又は 太郎 山本 (人名)

湯川博士 (肩書を持つ人名)

湯川 秀樹博士

(3) 外国語と日本語の連結

本来のつづり方による外国語と日本語の語辞とは結合して記載することはできない。ただし、場所、広場、大通り、河川、船舶、航空機、商標、商品の名称等は結合して記載できる。こ

のうち、日本の船舶の名称で「丸 (MARU)」のついているものは、さらに助詞を結合して記載することができる。

「例」

SHANGHA IMARUDE (上海丸で)

BANDUNG MARUNI (バンドン丸に)

また、外来語 (マッチ、タバコ、カステラ、ミシン等日本語に同化したもの) や外国語でも、ローマ字綴りに書き直せば日本語と同様に使用できる。

「例」

GARASUSEI (ガラス製)

OFAASURU (オファーする)

SENTAANI (センターに)

DEMADA (デマだ)

HOTERUE (ホテルへ)

PURESUKURABU (プレス・クラブ = Press club)

EIWANHOOMU (A1フォーム)

(4) 準普通語とその語数計算

本来の普通語には該当しないが、別に、秘密の意味をもたず、かつ、広く一般的に通用しているものは、準普通語として普通語電報 (普通語のみで記載すべき電報一書信電報、新聞電報) に記載することができる。

文字のみで組立てた準普通語には次のようなものがあり、語数の計算も場合によって異なる。文字以外で組立てたもの、お

よび混合で組立てたものについては、数字および記号の項で説明する。

イ、語辞を構成しない単なる文字の集合は5字まで毎に1語として計算する。

「例」

A B C D E F G (単なる呼称) 2語
ロ、あて名略号(配達局に登録した cable address)は、1名宛について15字まで毎に1語に計算する。

「例」

OTCAJAPAN (O.T.C.Aの略号) 1語
SUNTRACO (Sun Trading Co.の略号) 1語
注：O.T.C.Aの場合、上記の配達局というのはTOKYO (東京国際電報局)で、そこにOTCAJAPANと登録してある。だから、海外からO.T.C.A宛に電報を打つ場合は「OTCAJAPAN TOKYO」と書けばよい。

ハ、商標、製造標、商品の名称、機械またはその部品を示す慣用的術語、参照の番号または表示および、その他の同種の辞句については、次のように計算する。

なお、これらは、必要に応じ、カタログ、定価表、送り状、船荷証券などの書類で証明できるものであることを要する。

ア、實在語で辞書にあるとおり記載したものは、普通語として15字まで毎に1語に計算される。

「例」

SAILOR (万年筆の商標) 1語

KEWPIE (食品の商標) 1語

b、実在語を連結したものについては、国語の用法に反した連結の際の原則にしたがって、5字までごとに1語と計算する。しかし、この場合は普通語として認められるので、もちろん書信電報(L・T)にも用いられる。

「例」

SUNSTAR (商標) 2語

c、実在語以外のは文字の集合として5字ごとに1語に計算される。

「例」

EMVCF (商標) 1語

d、上記ロおよびハの場合に、その語辞が、固有名詞として存在するときは15字までごとに1語として計算される。

「例」

BRIDGESTONE (会社名と一致する商標) 1語

SONY (同上) 1語

YANMAR (同上) 1語

e、ローマ字綴り日本語で組み立てたものは、15字までごとに1語として計算される。

ただし、映画、書籍等の題名で、単一の語辞と認め難いものは、一般の文章または成句として計算される。

「例」

AJINOMOTO (商標).....	1 語
SAKURAMUSUME (同上)	1 語
SANETTI (商品名)	1 語
GARANIBAN (参照の番号).....	1 語
WAGA MICHIO YUKU	3 語
ROMAJIBUNNO KENKYU	2 語

ニ、機関名や会社名の各語の頭文字を集めて組み立てた略号で電報の発信国が認めるもの。わが国では、これらはすべて認められている。(ただし、必要ある場合は、関係書類により証明を請求されることがある)。この場合、文字のみで組み立てられたものは、例外として15字までごとに1語として計算される。文字、数字、記号を混用したものは、5字までごとに1語に計算される。

「例」

UNESCO (United Nation Education Scientific and Cultural Organization).....	1 語
3EYSHK (3 Esu Yakuhin Seizo Hambai Kaisia)	2 語

ホ、自動車の登録番号、船舶、航空機または列車の番号(これらの発着番号を含む)、科学の公式を示す集合。これらは、文字、数字および記号の混合で組み立てることができ、いずれの場合でも5字までごとに1語に計算される。

〔例〕

D12 (列車の番号)	1 語
SM/KL384 (飛行機の番号)	2 語
KL384 (同上)	1 語
DC (HNGO) 2CH ₂ (化学式)	3 語

へ、金額、時刻を示す集合。一般的な国語の用法の例外として、金額と時刻に限って、その数に単位を示す略語を連結して、1集合にすることができる。この集合は5字までごとに1語に計算される。

〔例〕

DOLS50	2 語
L10	1 語
3S6D	1 語
USDOL (US (United States) DOL (dollar)	
..... U.S Dollar の意	1 語
11H30	1 語
8AM (又は8 PM)	1 語
1500GMT	2 語

(注) この集合は、単位を略称、数を数字で表わしたものに
限る。したがって Dollars50, EightAM のような連
結は認められない。3.0 H (Hours) の H は、時刻を示す
ものではないから連結できない。

ト、一般の通信または商業上の通信に広く使われる略語で、標

準的な辞書にあるものはもちろん、その他のものでも発信国で使用を認めたものは、各略語について5字までごとに1語として計算される。

「例」

FOB (Free on board) 1語

CIF (Cost Insurance Freight) 1語

(5) 略語とその語数計算

普通語の言葉として意味の通じないものは、略語として次のような用法と語数計算で取り扱われる。なお、これらは、普通語の電報（書信電報＝L. T. 新聞電報）には記載できない。

イ、5字以内の文字で組み立てた人為語（公刊および私用略語書のCode bookなど）各単語を1語として計算される。

「例」

CWXLV 1語

ロ、普通語を通常の意味で使用しないもの、すなわち秘密の意味をもった普通語の単語は、15字までごとに1語に計算される。ただし、前記の商標などはこれに含まれない。

「例」

FLOWER (秘密の意味をもつもの) 6字 1語

ハ、普通語に指定された国語以外の語辞は各単語につき、5字までごとに1語に計算される。

ニ、普通語、準普通語の条件にそわないものは、各単語につき5字までごとに1語に計算される。

「例」

REYRLET (Regarding your letter の改変) 7 字
..... 2 語

(注) この REYRLET なる語はよく用いられているが、書
信電報 (L·T) には使用できないことになっているから
注意を要する。

ホ、暗語 (Corde) には 0 を含むことはできない。

2 数字とその用法 (文字、数字の混合)

数字はアラビア数字に限られ、ローマ数字や日本数字は使用で
きない。数字は、孤立でも集合体でも使用できるが、普通の用法
(数量や番号を表わすもの) の場合は、準普通語として、また秘
密の意味をもつ場合は、暗語 (corde) として取扱われ、いずれ
の場合も、各集合は、5 字までごとに 1 語として計算される。

なお、中国電報新編 (「注」中国語の漢字を数字 4 文字で組み
合せて作った 1 種の corde book, 例えば、日 = 0345、木 =
0796 となっているので漢字で電報が打てる仕組み) による数
字 4 箇の集合は、普通語とみなされ、中華民國等に発着する電報
に使用できる。

「例」

145 GRAMMES (数量) 2 語

(注) 数とその単位とは連結することはできない。

796549 (秘密の意味をもつもの) 2 語

9467 (中国電報新編によるもの) 1 語

また、文字と数字を混用して組立てた次のものは準普通語として、各集合につき5字ごとに1語に計算される。

(1) 順序数

〔例〕

21ST (Twentyfirst) 4字 1語

30ME (Trentième=フランス語) 1語

(2) 気象の観測または予報を示す場合

〔例〕

5×013 (5字) 1語

3. 記号とその用法 (文字、数字、記号の混合)

記号は、次のものに限られる。

終点(.), 小読点(,), 重点または除法の記号(=), 疑問符(?), 略号または分の記号(/), 秒の記号(''), 斜線または除法の記号(/), 連続線、横線または減算の記号(-), 括弧(()), 引用符(" ")
乗算の記号(×)は×の文字をもって代用する。加算の記号(+), パーセント(%), 千分率の記号(0/00)

これらは、普通の文章などに使用する場合と同様の要領で電報にも記載することができ、その用法によって、語数計算は、1箇の記号が1語となる場合、1字になる場合および計算に入れられない場合とに分かれる。

(1) 1語に計算される場合

イ、終点、小読点、重点、疑問符を文章の句読点に使用したもの。(孤立の記号)

但し、これらは特に発信人が送信を要求しなければ送信されないし、課金語数にも算入されない。

なお、送信を要求する場合は、注意をひくようにその下部に横線を引いておく。

「例」

THE WORLD IS LIKE A LOOKING GLASS;
IF YOU SMILE, IT SMILES.

IS IT ROUND OR FLAT? 合計 21 語
ロ、略符、横線、斜線で語辞を分離したり連結するのに使用した
たもの。

但し、略符、横線については、発信人が特に要求しなければ送信されないし、語数にも算入されない。

「例」

NO MORE HIROSHIMA'S 5 語

NO MORE HIROSHIMA' S (HIROSHIMAS と
送信され 3 語

(注) 略符を所有格に使用したもの。

TOKYO-OSAKA 3 語

TOKYO-OSAKA (TOKYO OSAKA と送信され
..... 2 語

MAY / AUGUST 3 語

ハ、括弧と引用符は、語、文字、数字等の集合をくくる目的の
場合は「組の記号につき」語に計算される。

しかし、次項(2)に述べる商標や参照、番号などの中に含まれ、くくることを目的としない括弧と引用符は、1記号につき1字と計算される。この場合には、片括弧、片引用符は単独に使用できる。

〔例〕

(ONE HUNDRED YEN) 括弧1組1語……………	4語
"SUKIYAKI" 引用符1組1語……………	2語
(*)括弧1組1語、記号1語……………	2語
36 (RAMO) 1集合8字、くくることを目的としない括弧……………	2語

(注) これは、文字、数字、記号の集合として5字をもって1語と計算される。

二、分の記号と秒の記号は1記号について1字に計算される。

〔例〕

10'.5" (5字) ……………	1語
-------------------	----

(2) 1字に計算される場合

次のような文字や数字にまぜて使用するもので、その集合は5字までごとに1語に計算される。

イ、終点(ピリオド)を省略して使用した場合(人名、地名、略語など)、発信人の特別の要求がなければ、発信されない

し、語数に計算されない。

〔例〕

M. SUGITA (人名のイニシャル) ……………	2語
----------------------------	----

M. SUGITA (人名のイニシャル)	3 語
SEPT. (September の略) 5 字	1 語
O.T.C.A. (OTCA と送信され)	1 語
O.T.C.A (O.T.C.A と送信され 7 字となる)	2 語

ロ、商標などを組立てる場合

「例」

555 (商標) 3 字	1 語
$\frac{AP}{M}$ (商標 AP/M と送信する)	1 語
J × P (326/434) (参照の番号) 12 字	3 語
JAL/716 (飛行機番号) 7 字	2 語

ハ、乗算、分数、小数、相場などを表わす場合

「例」

15 × 4 (4 字)	1 語
13 : 25 (5 字)	1 語
154300 (8 字)	2 語
2% (2-% と送信する) 6 字	2 語

ニ、一般通信用または商業用の略語

「例」

O/O (Core of) 3 字	1 語
L/C (Letter of credit) 3 字	1 語
B/L	1 語

(3) 字数に算入されない場合

あて名中の住居の番号に記載した斜線および帯分数などを表

わす場合に、整数と分数を区分するのに挿入した横線は、発信人が記載したものでも字数に算入しない。発信人がこれらを記載しなかったときは局側で記入することになっている。

「例」

156/B (4字).....	1語
156' (156/1と送信する) 5字.....	1語
42-BIS (42/BISと送信する) 5字.....	1語
13 $\frac{1}{4}$ (13- $\frac{1}{4}$ と送信する) 5字.....	1語

4 用法に反した語辞の計算

普通語のみで記載すべき電報（書信電報、新聞電報）においては、普通語を国語の用法に反して連結したり、変改して記載することはできない。暗語を記載できる電報（通常電報）では、そのまま取り扱われることになっているが、その語数の計算は次のように行われる。

- (1) 国語の用法に反し連結したものは、5字までごとに1語に計算される。もっとも、数字または記号を含むものはそれぞれ別個に計算される。

「例」

ATONCE (at once) 6字.....	2語
POB25 (POB25) 5字.....	2語

- (2) 変改した語辞は暗語とみなして取り扱われる。

「例」

MFIVE (my fiveの変改) 5字.....	1語
----------------------------	----

RYT (Re your telegramの変改) 1語

- (3) ローマ字綴りの日本語で、つづり方を変改(省略を含む。以下同じ。)した語辞は、その変改部分が2字以内であり、かつ、前後の文にかかわりなく意味のわかるものに限りに、正しいつづり方によって記載したものとみなされ、15字までごとに1語に計算される。この場合、変改部分は、正しいつづり方のうち字数の最も少ないもので記載したものととして計算される。

3字以上の変改をした語辞および2字以内の変改であっても意味のわからない語辞は、文字の集合からなる暗語(corde)として5字までごとに1語に計算される。したがって、このような語辞は書信電報(L.T)および新聞電報には記載することができない。

「例」

HMPATSR (奮発するの意) 暗語として7字 2語

RIPPADES (立派ですの意) 普通語とみなし8字 1語

(注) 以上のような変改した語辞は、あらかじめ相手に連絡しておかないと使用しても意味が通じないこともちろんである。

- (4) 分ち書きを無視して、ローマ字つづりの日本語を15字ごとに区切った場合は、5字までごとに1語として計算される。これらは書信電報(L.T)では認められないから、正しい用法に書き直さねばならない。

〔例〕

SAKIYUKIMIKOMIY OSHikai ISOGeyamaDa

..... 7 語

(先行き見込み 良し 買い急げ 山田)

(注) アンダーラインの箇所が単語を構成しない集合。

5. 連結の認められる語辞

前項の用法に反した連結語辞の例外として、特に次の普通語は、1語に連結して記載することができる。これらは、15字までごとに1語に計算される。

(1) 国、地方区画(洲、県、郡)、都市、場所、街路名等の完全な名称

〔例〕

UNITED STATES OF AMERICA (United States of America) 21字 2語

PRINCE EDWARD ISLAND (Prince Edward Island) 18字 2語

RIODEJANEIRO (Rio de Janeiro) 1語

HYDE PARK SQUARE (Hyde Park Square) 14字
..... 1語

EAST FIFTH AVENUE (East Fifth Avenue) 15字
..... 1語

FIFTH AVE (E. Fifth Ave.) 9字 1語

SUMIDA RIVER (Sumida River) 1語

PANAMACANAL (Panama Canal) 1 語

(注) F5THSTのように数字を含むものも例外的に連結が認められ15字までごとに1語に計算される。

(2) 電報局名等

世界中の他の類似の局名と区別するために、補足の記事(州名、呼出符号など)を連結することができる。

〔例〕

LOSANGELSCARIF (14字) 1 語

LIVERPOOLNEWSOUTHWALES (Liverpool New South Wales) 22字 2 語

NEWYORK21 (New York 21) 1 語

NAGASAKIRADIO (Nagasaki Radio) 1 語

CITYOFMADRAS (船舶局名 City of Madras) 12字 1 語

CLARKSBURGVICTORYKEEF (船舶局 Clark sburg Victory KEEF) 21字 2 語
call sign

(注) ただし、これらを着信局名として、あて名に記載した場合は字数にかかわらず1語に計算される。

(3) 家の名

〔例〕

MACDONALD (Mac Donald) 9字 1 語

(4) 船舶、航空機、列車等の名称

「例」

ARIMASANMARUNO2 (第2有馬山丸) 12字……………1語

DETAUSENDDREI (航空機名 De Tausend Drei -ドイツ語) 13字……………1語

(5) 全部文字で書いた整数、小数、分数等

「例」

TWOHUNDREDFOUR (204) 14字……………1語

FORTYFIFTYSIXTY (40 50 60) 15字……………1語

TWOANDNINETENTHS ($2\frac{9}{10}$) 16字……………2語

SIXDECIMALTWO (62) 13字……………1語

THREEANDSIX (3/6=3 shillings 6 pences)

11字……………1語

THREEPERCENT (3パーセント) 12字……………1語

FORBYTHREE (4×3) 11字……………1語

(6) 略符、連続線で連結した語辞で辞書にあるもの。

「例」

AIRMAIL (air mail) 7字……………1語

DONT (Don't) 4字……………1語

(注) 略符、連続線を送信する必要がある場合については前述のとおりである。

Ⅳ 電報の書き方

1. あて名

電報が確実、迅速に受取人へ届けられるのに最も重要なのがあて名である。

普通の手紙のように受取人名、肩書人名、番地、町名、都市名、州名、国名といった順序で、配達上必要な事項を詳細かつ正確に記載することが望ましいが、和文(カタカナ)電報とことなり、外国電報では、あて名の語辞にも料金がかかるので、冗長になることは避けなければならない。以下各部分の記載要領、記載例をあげる。

(1) 受取人名

イ、受取人の名前と姓は普通の用法にしたがって記載し、連結はできない。ただし、2語以上からなる家名は連結して差しかえない。

「例」

可	TARO YAMAMOTO
	YAMAMOTO TARO
	J M SMITH
	VANDEBRANDE (家名Van de Brande)
不可	YAMAMOTOTARO
	JM SMITH

ロ、通常、敬称 (MR, MRS, MISS, MESSRS) とか称号 (DR, Prof,) などは省略するが、相手によってつける必要のあるものはつけた方がよからう。なお、多人数の集まる場所 (ホテル、列車、船舶など) を気付としたり、局留扱いとする場合は、完全な姓名のほか上記の敬称または称号、あるいは、軍人の場合は CAPT. SGT. などの階級をつけた方が受取人をさがすのに至便である。

ハ、番地や町名が不明の場合は、職業その他の記事をつけて補うとよい。

「例」

PRESIDENT JOHNSON WASHINGTON DC ANZEN
MOTOR CO 5TH FLOOR MUTUAL BLDG.....

(2) 気付、肩書人

他人の家、あるいは、あて名略号 (cable Address) を肩書人とする場合は、C/O (Care of.....方) の語辞をつけること。ただし、会社、学校、病院、ホテル等を肩書とする場合は C/O をつける必要はない。

「例」

MISS DOROTHY MCGUIRE
C/O MR J M SMITH
MASUZO SUGITA
C/O OTCAJAPAN TOKYO
cable Address
MR JIRO SUZUKI GRAND HOTEL

OTCA BANGKOK 有料語数 8 語

事業団 着信局

(注) このような場合は予め受取人に連絡しておく必要がある。

(5) 列車や航空機の乗客にあてるもの

YASUO WATANABE PASSENGER JAPAN

受取人 乗客の指示

AIR LINE DUE 9:00S AIR PORT

航空機 航空機の指示事項

SINGAPORE 有料語数 10 語

着信局

(シンガポール空港午後 9 時着日本航空定期便乗客 渡辺保雄宛)

- (注) 1. 列車や航空機を示す、番号、名称、発着地、行先等
明確な事項を記載する。
2. この電報に認められている特別取扱いは至急 (URGENT) だけである。
3. この電報は、発信人の危険負担 (SENDERS RISK) でのみ取扱われる。(配達することができない場合があることを発信人が承知の上で差出す電報)
4. 国によっては、列車や航空機の旅客あて電報は取扱わない。

(6) 停泊中の船舶の旅客にあてるもの

MR. TAKEO SUZUKI 1ST CLASS PASSENGER

受取人 受取人の補足 事項

HAKUSANMARU PORT LONDON

船 船 名 船舶の指示 着信局

有料語数 9 語

(ロンドン港に入港中の白山丸 1 等船客 鈴木武雄氏宛)

(注) 沖合に停泊中の船舶であれば特使 (X P = EXPRESS)

の有料指定をつける。

定期船などで事務所又は Agent があれば、そこを気付
(C/O) とすればよい。

なお、航行中の日本船舶あてならば世界中どこでも、短
波無線で和文 (カタカナ) で通信できる。

(7) 略号あて名 (Cable address) で記載するもの

1. NIHONTAISI BANGKOK 有料語数 2 語

略号あて名 着信局

2. OTCAJAPAN TOKYO 同 上

事業団の略号あて名 着信局

(注) 海外技術協力事業団の略号あて名 (Cable address)

は「OTCAJAPAN」と TOKYO 国際電報局に登録して
あるので、上記のように書けば世界中どこからでも事業団
に配達される。

これを Full address にすれば、OVERSEAS TE-
CHNICAL COOPERATION AGENCY 42 HO-
MMURACHO ICHIGAYA SHINJUKUKU TOK-
YO となり 9 語であるから、7 語分も多く料金を支払わね

ばならぬことになる。

また、事業団の特定人にあてたいとき、例えば総務部長あての場合は SOOMUBUCHO C/O OTCAJAN TOKYO とするか、本文の冒頭に SOOMUBUCHOATE または、ATTENTION SOOMUBUCHO と書く。

(8) 同文電報の場合

同文電報については、前述してあるが、そのあて名の書き方を記す。

イ、 =TM3=J. M. FROES 17 STATE STREET=

有料指定 第1受取人
(同文3通)

WALTER HART 435 BROADWAY=

第2受取人

RICHARD NATHAN 2 PARK AVE BUENO-

第3受取人 発信局

SAIRES 有料語数16語

ロ、 =TM2= MASAO KOBAYASHI C/O OTCAJA-

有料指定 受取人の第1居所
(同文2通)

PAN= MASAO KOBAYASHI 6-2 1-CHOME

受取人第2住所

HONAN SUGINAMIKU TOKYO

発信局

(注) 受取人がいずれの住所または、居所にいるか不明の場合

合は、このように同一人あて同文電報にすると便利である。

(9) 発信人の署名 (Signature)

書式は発信人の任意であるが、本文末尾に本文と区別して記載する。

事業団から発信される公電には必ずOTCAJAPAN と略号あて名を記載している。

(10) 本文

本文は電報の主体をなす部分であるから、慎重に書かなければならない。電報文は普通の文書と異なり、簡単にして明解に、あまり文法的觀念にとられることは必要としない。ただあまりに簡単すぎて意味が通じなくては発電が無駄になるのみならず、用が足りぬことになるので、研究を要する。用字用語については、前に述べたことを参考とされたい。普通電報 (ordinary) は普通語および準普通語で記載しなければならないが、外国語を混用しても差しつかえない。すなわち、日本語のローマ字綴りの文中に英語またはフランス語を入れてよい。

事業団から発信される電報をみると日本人 (専門家、駐在員、出張者等) あてに英文で書いているものを見受けるが、日本人あてにはローマ字綴り、外国人にはそれぞれの国語で書くのが常識であり、当然でもある。ただし、日本語のローマ字綴りの電報は取扱わない国は別である。

V 記載上の諸注意

以上で、電報に関する一通りの説明をしたので、次に記載上注意すべき点を拾っておく。

- (1) なるべくタイプライターを使用して必ずキャピタルレターでたたくこと。
- (2) 本文が1枚以上にわたる場合は、1枚目は最終欄まで使用し、2枚目はあて名を記入せず、紙数番号を2・3というように表示して順番につづり合せておく。
- (3) 手書（Handwritting）の場合は、キャピタルレターで書体には十分注意し、特に A と H、C と O、O と Q、U と V 等は注意して書くこと。
- (4) 句読点「、」を入れる必要のある場合は、記号を用いなくて、STOP・PERIOD・COMMA 等文字を使用すること。
- (5) 文字の抹消、訂正、挿入等はなるべくさげたいが、やむを得ない場合は発信紙（頼信紙）欄外にその旨付記して、間違いのないよう期せられたい。
- (6) 発信紙（頼信紙）はITU（国際電気通信連合）によって万国一定の様式にきめられているから、電報局発行のものでも、私製のものでもよいが、国によっては若干異っているから、外国の場合はその国の最寄りの電報局から入手して使用されるのがよいと思われる。
- (7) 料金受取人払いの方法も国によっては取扱っているが、これは

予め国内において手続きをしてCredit cardを発行してもらい、電報局の窓口でこれを提示しないと発信できない。

VI 発信について

(1) 一般の場合

最寄りの電報局に行き発信紙をもらい、それに所定の事項を記載して窓口へ提出すればよい。この場合、電話で発信することもできるが、予め電報局に申し込み預託金を納入しておかなければならない。国によっては取扱っていないから電報局に照合する必要がある。

(2) 事業団の場合

事業団より公電を発するばあい、所定の電信決裁書に所要事項及び電文案を日本語にて記載して決裁を得た後、外国電報発信扣用紙にローマ字つづり3通タイプし、原議とともに総務課担当者に提出すればよい。

Ⅶ 参 考 付 記

1 海外センター等ではCable addressの使い方に不馴れなためFull addressを使っている場合があるが、これは前述のとおり、料金が非常に高くなるから、Cable addressを登録使用するよう指導する必要がある。

2 料 金 (昭和43.11.1現在)

日本からの通常電報1語当りの料金は次のとおりです。

ASIA

Afghanistan	164 円
Saudi Arabia Jeddah	160 円
Brunei	176 円
Burma	116 円
China (Taiwan)	72 円
Cambodia	116 円
Ceylon	144 円
Hongkong	68 円
India (Incl. Nepal)	132 円
Indonesia	102 円
Iran	118 円
Iraq	150 円
Korea (Republik of Korea)	40 円
Laos	116 円

Malaysia	
Malaya -----	118 円
Sabah -----	152 円
Sarawak -----	118 円
Nepal -----	132 円
Pakistan -----	132 円
Philippines	
Manila -----	70 円
Makati Manila } -----	96 円
Rizal Manila } (Japanese Embassy)	
Ryukyu Islands -----	70 円
Singapore -----	118 円
Thailand -----	90 円
South Viet-Nam -----	116 円

NORTHAMERICA

U.S.A

Alaska -----	150 円
San Francisco -----	104 円
Other Please -----	120 円
Mexico -----	180 円

Central America

El Salvador -----	230 円
Costa Rica -----	226 円

South America

Argentine -----	202 円
-----------------	-------

Brazil	-----	190 円
Peru	-----	222 円
West Indies		
Santo Domingo	-----	288 円
Trinidad	-----	324 円
Europe		
Austria	-----	192 円
Germany	} -----	192 円
France		
Oceania		
Australia	-----	150 円
Hawaiian Island		
Oahu	-----	104 円
Africa		
Arab	-----	176 円
Congo (Kinshasa)	-----	242 円
China		
Accra	-----	330 円
Kenya	-----	288 円
Tangania	-----	288 円
Zanzibar	-----	300 円
Morocco	-----	214 円

3. 日本からの所要時間

- (1) 日本国内の主要電報局から外国の着信国（例えばタイ国であればバンコク）までの通常電報の平均所要時間は次のようである。この時間には配達に要する時間は含まない。

	時 分
Seoul	0 : 40
Hongkong	0 : 30
Taipei	0 : 30
Manila	0 : 30
Bangkok	0 : 40
Saigon	1 : 30
Singapore	0 : 30
Phnompenh	1 : 30
Bombay	0 : 30
Sydney	0 : 30
Khartoum	3 : 50
London	0 : 50
Geneve	1 : 00
New York	0 : 40
Mexico	0 : 30
Lima	0 : 40
Rio De Janeiro	1 : 00
Sao Paulo	1 : 10

- (2) 書信電報 (Letter telegram) = L.T. は時差を勘案して概ね 8 ~ 30 時間位で配達される。

4. 在外公館の略号あて名 (Cable address)

在外公館のCable address (当事業団の事業と関係の深いところだけ)

○ 在ビルマ大使館	KOSHI	RANGOON
○ 在カンボディア大使館	KOSHI	PHNOMPENH
○ 在セイロン大使館	KOSHI	COLOMBO
○ 在中華民国大使館	NIHONKOSHI	TAIPEI
○ 香港総領事館	RIYOJI	HONGKONG
○ 在インド大使館	TAISHI	NEWDELHI
○ 在ホイベイ総領事館	RIYOJI	BOMBAY
○ 在カルカタ総領事館	RIYOJI	CALCUTTA
○ 在インドネシア大使館	KOSHI	DJAKARTA
○ 在大韓民国大使館	KOSHI	SEOUL
○ 在ラオス大使館	KOSHI	VIENTIANE
○ 在マレーシア大使館	KOSHI	KUALALUMPUR
○ 在ジエツセルトン領事館	RIYOJI	JESSELTON
○ 在パキスタン大使館	KOSHI	ISLAMABADAAPARA
○ 在ダッカ総領事館	RIYOJI	DACCA
○ 在フィリピン大使館	KOSHI	MANILA
○ 在シンガポール大使館	KOSHI	SINGAPORE
○ 在ヴィエトナム大使館	KOSHI	SAIGON
○ 在タイ大使館	NIHONTAISI	BANGKOK

○ 在アフガニスタン大使館	KOSHI	KABOUL
○ 在ガーナ大使館	KOSHI	ACCRA
○ 在ケニア大使館	KOSHI	NAIROBI
○ 在モロッコ大使館	KOSHI	RABAT
○ 在タンザニア大使館	KOSHI	DARESSALAAM
○ 在アラブ連合共和国大使館	KOSHI	CAIRO
○ 在アルゼンティン大使館	KOSHI	BUENOSA IRES
○ 在ブラジル大使館	KOSHI	RIODEJANEIRO
○ 在レソフェ総領事館	RIYOJI	RECIFE
○ 在チリ大使館	KOSHI	SATIAGODECHILE
○ 在エル・サルヴァドル大使館	KOSHI	SANSALVADORSALV
○ 在メキシコ大使館	KOSHI	MEXICO

5 参 考

国際電報 (含国内欧文電報)

電話託送用語表 (日本国内のみで外国では通用しない)

文字	通 信 用 語	文字	通 信 用 語
A	America の A	N	New York の N
B	Bombay の B	O	Osaka の O
C	China の C	P	Peking の P
D	Denmark の D	Q	Queen の Q
E	England の E	R	Rome の R
F	France の F	S	Shanghai の S
G	Germany の G	T	Tokyo の T
H	Hongkong の H	U	Union の U
I	Ice の I	V	Victory の V
J	Japan の J	W	Washington の W
K	Kobe の K	X	X-ray の X
L	London の L	Y	Yokohama の Y
M	Mexico の M	Z	Zero の Z
1	数字 の ヒト	6	数字 の ロク
2	〃 フタ	7	〃 ナナ
3	〃 サン	8	〃 ハチ
4	〃 ヨン	9	〃 キュウ
5	〃 ゴ	0	〃 マル
•	フルストップ	:	コロン
,	カンマ	?	クエッションマーク
'	略符 (アポストロフィ)	"	引用符
-	ハイフン	/	ストローク
(左カッコ	+	プラスの記
)	右カッコ		

